

社援発 0319 第 23 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「老朽民間社会福祉施設の整備について」の一部改正について

標記については、平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

老朽民間社会福祉施設の整備について 新旧対照表

改 正 後		現 行	
参考(改正後の通知全文) 社 援 発 第 1005005 号 平 成 17 年 10 月 5 日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 <u>第五次改正、第六次改正</u> 省 略 <u>第 七 次 改 正</u> <u>社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>		参考(改正後の通知全文) 社 援 発 第 1005005 号 平 成 17 年 10 月 5 日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 <u>第 五 次 改 正</u> 省 略 <u>第 六 次 改 正</u> <u>社 援 発 0 9 1 3 第 2 号</u> <u>令 和 6 年 9 月 1 3 日</u>	
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	
厚生労働省社会・援護局長		厚生労働省社会・援護局長	
老朽民間社会福祉施設の整備について		老朽民間社会福祉施設の整備について	
社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計よりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の割合が著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成10年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほかによりすることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。 なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設整備について」は廃止する。		社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計よりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の割合が著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成10年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほかによりすることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。 なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設整備について」は廃止する。	
改正後		現行	

1 (略)

2(1) (略)

(2) 適用期間

令和₈年度から令和₁₂年度(5年計画)

3 ~ 6
(略)

1 (略)

2(1) (略)

(2) 適用期間

令和₃年度から令和₇年度(5年計画)

3 ~ 6
(略)